

派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(14) 準用

基準第173条の規定により、基準第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第36条から第38条まで、第51条、第52条、第103条及び第104条の規定は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の(1)、(2)、(4)、(5)、(11)、(14)、(21)及び(23)から(25)まで、第4の(3)及び(4)並びに第8の(6)及び(7)を参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第8条及び第32条により、(12)において市町村に提出する情報公開項目については、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行うとともに、共同生活住居内の見やすい場所に掲示するものとする。

(13) 準用

基準第173条の規定により、基準第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第36条から第39条まで、第51条、第52条、第103条、第104条及び第139条の規定は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の(1)、(2)、(4)、(5)、(11)、(14)、(21)及び(23)から(26)まで、第4の(3)の(3)及び(4)、第8の(6)及び(7)並びに第10の(3)の(14)を参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第8条及び第32条により、(12)において市町村に提出する情報公開項目については、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行うとともに、共同生活住居内の見やすい場所に掲示するものとする。また、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

1 指定痴呆対応型共同生活介護に関する記録

a 痴呆対応型共同生活介護計画書

b 提供した指定痴呆対応型共同生活介護に係る記録

c 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

第13 特定施設入所者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 計画作成担当者(基準第175条第6項)

計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てることとされているが、平成16年4月1日に現に存する事業所については、平成18年3月31日までの間は、有料老人ホームや特別養護老人ホームの生活相談員等として高齢者等の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

(5) (略)

第13 特定施設入所者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 計画作成担当者(基準第175条第6項)

計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てることが望ましいが、有料老人ホームや特別養護老人ホームの生活相談員等として高齢者等の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものである。

(5) (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) サービス提供の記録</p> <p>① 基準第181条第1項は、指定特定施設入所者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができず、他の居宅サービスの提供を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービスの提供を受けることができるよう、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の開始に際しては当該施設入所者生活介護の開始の年月日及び入所している指定特定施設名称を、指定特定施設入所者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならぬこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録し、基準第191条の3第2項の規定に基づき、その記録を2年間保存しなければならぬこととしたものである。</p> <p>(5) 利用料等の受領</p> <p>① (略)</p> <p>② 基準第182条第3項は、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に関して、イ～ハ (略)</p> <p>については、前2項の利用料のほか、利用者から支払を受けることができず、前2項の利用料の対象となっており、サービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないことと認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、別途通知するところによるものである。</p> <p>(6) 指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針</p> <p>基準第184条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬこととしたものである。</p> <p>(7) 特定施設サービス計画の作成</p> <p>基準第184条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点</p>	<p>(略)</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) サービス提供の記録</p> <p>基準第181条は、指定特定施設入所者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができず、他の居宅サービスの提供を受けることができるよう、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の開始に際しては当該施設入所者生活介護の開始の年月日及び入所している指定特定施設名称を、指定特定施設入所者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならぬこととしたものである。</p> <p>(5) 利用料等の受領</p> <p>① (略)</p> <p>② 基準第182条第3項は、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に関して、イ～ハ (略)</p> <p>については、前2項の利用料のほか、利用者から支払を受けることができず、前2項の利用料の対象となっており、サービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないことと認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、別途通知するところによるものである。</p> <p>(6) 特定施設サービス計画の作成</p> <p>基準第183条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点</p>
--	---

及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。

このため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならず、また当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならぬ。これにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保しようとするものである。

なお、交付した特定施設サービス計画は、基準第191条の3第1項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。

#### (8) 介護

① (略)

② 同条第2項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 同条第3項の規定による排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

④ 同条第4項は、特定施設入所者生活介護事業者は、入所者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定める。

(9)・(10) (略)

(11) 運営規程

及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。

#### (7) 指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針

基準第184条第4項において、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならぬものとする。

#### (8) 介護

① (略)

② 基準第185条第2項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 基準第185条第3項の規定による排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

④ 基準第185条第4項は、特定施設入所者生活介護事業者は、入所者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。

(9)・(10) (略)

(11) 運営規程

基準第189条は、指定特定施設入所者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項と内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定特定施設入所者生活介護の内容

(略)

② その他運営に関する重要事項

基準第175条第1項第2号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。

また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(12) 勤務体制の確保等

基準第190条は、利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

①・② (略)

③ 指定特定施設入所者生活介護事業者が行う②の二の指示は、文書により行われなければならないこと。

④ 基準第191条の3第2項の規定により、指定特定施設入所者生活介護事業者は②の八及びホの確認の結果の記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。

(13) (略)

(14) 準用

基準第192条の規定により、基準第111条、第12条、第21条、第26条、第32条から第38条まで、第51条、第52条、第103条、第104条、第132条、第139条及び第172条の3の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の3の(4)、(5)、(11)、(14)及び(21)、(22)、(24)、(25)、第4の3の(3)及び(4)、第8の3の(6)及び(7)、第10の3の(8)及び(14)並びに第12の3の(13)を参照されたい。

基準第189条は、指定特定施設入所者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項と内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定特定施設入所者生活介護の内容

(略)

② その他運営に関する重要事項

基準第175条第1項第2号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。

(12) 勤務体制の確保等

基準第190条は、利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

①・② (略)

③ 指定特定施設入所者生活介護事業者は②の八及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

④ 指定特定施設入所者生活介護事業者が行う②の二の指示は、文書により行われなければならないこと。

(13) (略)

(14) 準用

基準第192条の規定により、基準第111条、第12条、第21条、第26条、第32条から第39条まで、第51条、第52条、第103条、第104条、第132条及び第139条の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の3の(4)、(5)、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第4の3の(3)及び(4)、第8の3の(6)及び(7)並びに第10の3の(8)及び(14)を参照されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

1 指定特定施設入所者生活介護に関する記録

a 特定施設サービス計画

- b 提供した指定特定施設入所者生活介護に係る記録
- c 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- d 介護保険法施行規則第64条第3号に規定する同意に関する記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

- ハ 3の(12)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書
- 第14 福祉用具貸与
- 1 人員に関する基準
  - (1) 専門相談員に関する事項
    - ① 指定講習会
      - 基準第194条の「厚生大臣が指定した講習会」とは、平成11年6月9日老発第437号老人保健福祉局長通知「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」に定める「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」(以下「指定要綱」という。)により厚生大臣が指定した講習会(以下「指定講習会」という。)をいう。
      - ② 指定講習会と同程度以上の講習
        - 第194条に定める「これと同程度以上の講習」とは、次のものをいう。

イ～ハ (略)

③ (略)

(2) (略)

2 設備に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 基準第196条第2項第1号口は、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にす

るほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するため措置が講じられていることをいうものである。

(4) 基準第196条第2項第2号に定める福祉用具の消毒のため必要器材とは、基準第203条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。

3 運営に関する基準

(1) 利用料の受領

① (略)

② 基準第197条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

イ・ロ (略)

第14 福祉用具貸与

1 人員に関する基準

(1) 専門相談員に関する事項

① 指定講習会

基準第194条の「厚生労働大臣が指定した講習会」とは、平成11年6月9日老発第437号老人保健福祉局長通知「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」に定める「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」(以下「指定要綱」という。)により厚生労働大臣が指定した講習会(以下「指定講習会」という。)をいう。

② 指定講習会と同程度以上の講習

同条に定める「これと同程度以上の講習」とは、次のものをいう。

イ～ハ (略)

③ (略)

(2) (略)

2 設備に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 同条第2項第1号口は、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にす

るほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するため措置が講じられていることをいうものである。

(4) 同条第2項第2号に定める福祉用具の消毒のために必要器材とは、基準第203条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。

3 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① (略)

② 同条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

イ・ロ (略)

については、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができず、介護保険給付の対象となっていないサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

③ 同条第5項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(2) (略)  
(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

① (略)

② 第1項第3号は、指定福祉用具貸与の提供に当たった調整、説明及び使用方法的指導致して規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

(4) 運営規程

基準第200条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① (略)  
② その他運営に関する重要事項(第7号)

(6) ①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

(5) (略)  
(6) 衛生管理等(基準第203条)  
①・② (略)

③ 指定事業者が行う②の二の指示は、文書により行われなければならない。

については、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができず、介護保険給付の対象となっていないサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。

③ 基準第197条第5項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(2) (略)  
(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

① (略)

② 第3号は、指定福祉用具貸与の提供に当たった調整、説明及び使用方法的指導致して規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

(4) 運営規程

基準第200条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① (略)

② その他運営に関する重要事項(第7号)

(6) ①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

(5) (略)  
(6) 衛生管理等(基準第203条)  
①・② (略)

③ 指定事業者は②の八及びホの確認の結果の記録を作成しなければならぬ。

④ 指定事業者が行う②の二の指示は、文書により行われなければならない。

ない。

④ 指定福祉用具貸与事業者は、基準第204条の2第2項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を作成し、2年間保存しななければならないこととしたものである。

(7) 準用

基準第205条の規定により、基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第38条まで、第52条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第8の3の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

(7) 準用

基準第205条の規定により、基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第52条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第4の3の(4)並びに第8の3の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

② 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

ハ 3の(6)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書

③ 準用される基準第101条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。

イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わせることを認めるものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、基準第203条第3項及び第4項の規定に留意すること。

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

基準第206条の規定により、基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条第1項及び第2項、第37条から第39条まで、第2条、第101条第1項及び第2項、第193条から第196条まで並びに第4節(第197条第1項及び第205条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものため、第3の3

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

基準第206条の規定により、基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条(第5条及び第6項を除く。)、第37条、第38条、第52条、第193条から第196条まで並びに第4節(第197条第1項及び第205条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものため、第3の3の(1)から(5)まで、(7)

から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第14の1から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第197条第2項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が結果的に保険給付の対象とならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることにより、結果的に保険給付の対象とならないサービスの利用料と、保険給付の相手とならざるに、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第4の3の(4)、第8の3の(5)並びに第14の1から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第197条第2項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が結果的に保険給付の対象とならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることにより、結果的に保険給付の対象とならざるに、一方の利用料と、保険給付の相手とならざるに、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。